

平成21年10月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第447号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）及び組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）について、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年10月16日）



(73) 組織を沈降2値とトバピローマクイルス標粒子ヲタチシ (イラタサマジクハ) 細田由來

トラデカソアト(白金)及びその製劑
四十七 (SFR-四一) (一R・二R) シクロヘキサノール・二シアン・N・N・ヒス

(73) 組織を沈降2値とトバピローマクイルス標粒子ヲタチシ (イラタサマジクハ) 細田由來